

〇三重県交通安全研修センター条例施行規則

平成七年五月八日三重県規則第三十九号

改正

平成一七年一二月二七日三重県規則第八七号

平成二〇年五月二七日三重県規則第五八号

平成二四年三月三〇日三重県規則第一九号

三重県交通安全研修センター条例施行規則をここに公布する。

三重県交通安全研修センター条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、三重県交通安全研修センター条例（平成七年三重県条例第五号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（研修の申込み）

第二条 三重県交通安全研修センター（第四条において「研修センター」という。）において、交通安全に関する研修を受けようとする者は、あらかじめ指定管理者に研修の申込みをしなければならない。

（指定管理者の指定の申請）

第三条 条例第五条の規定により申請をしようとするものは、知事が指定する日までに、指定管理者指定申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 条例第五条第一号に規定する事業計画書
- 二 定款、規約その他これらに類する書類
- 三 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- 四 貸借対照表、収支計算書その他経営状況に関する書類
- 五 その他知事が必要と認める書類

（委員長）

第四条 条例第六条の二第一項に規定する選定委員会（以下「選定委員会」という。）に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

（会議）

第五条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 選定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（部会）

第六条 選定委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属させる委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する委員がその職務を行う。

（委員の責務）

第七条 委員は、条例第五条の規定により指定管理者の指定を申請したもの（次項及び次条において「申請団体」という。）に対し、指定管理者の選定に関する情報の提供、助言その他の援助を行ってはならない。

- 2 委員は、次に掲げる場合には、速やかに知事に報告しなければならない。
 - 一 委員が申請団体と利害関係を有するものと認められる場合
 - 二 申請団体から委員に対し、指定管理者の選定に関する働きかけがあった場合
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員の除斥）

第八条 委員は、申請団体と利害関係を有するものと認められる場合は、その職務の執行から除斥される。

（庶務）

第九条 選定委員会の庶務は、環境生活部において処理する。

（委任）

第十条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

（補則）

第十一条 この規則に定めるもののほか、研修センターの管理及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年十二月二十七日三重県規則第八十七号）

- 1 この規則は、平成十八年九月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 三重県交通安全研修センター条例の一部を改正する条例（平成十七年三重県条例第二十一号）附則第三項に規定する指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の三重県交通安全研修センター条例施行規則第三条の規定の例により行うものとする。

附 則（平成二十年五月二十七日三重県規則第五十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日三重県規則第十九号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

三重県知事 様

	主たる事務所の所在地	
申請者	法人等の名称	
	代表者の氏名	印

三重県交通安全研修センター条例第5条の規定により、三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定を受けたいので申請します。
